

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	9 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

昭和55年12月に勤務していた金融機関を退職する際に、勤務先において厚生年金保険から国民年金への切替を行うようにアドバイスされていたことから、時期は覚えていないが、市役所（支所）で56年1月にさかのぼって国民年金に加入した。国民年金保険料も、納付時期は定かでないが、勤務していた金融機関で納付したはずであり、申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後は、複数回にわたる厚生年金保険と国民年金の切替手続を確実にっており、国民年金の未納期間は無い。

また、申立人が所持する昭和50年4月ころに発行された国民年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」及び「被保険者となった日」とも「昭和56年1月1日」と記載され両記載欄には社会保険事務所（当時）又は申立人が居住する市が押したとみられる市名の印があり、これらは、行政側による確認がなされたものであると認められ、申立人は申立てのとおり、退職後に56年1月1日にさかのぼって国民年金の加入手続を行ったと推認できる。

さらに、年金事務所は、申立期間当時、加入手続を行った者がその場で過年度保険料を納付できるようあらかじめ納付書を上記の市に渡しており、申立人は、加入手続の際に同市から渡された納付書により申立期間の過年度保険料を納付することは可能であったと考えられる。

加えて、加入手続を行ったとする市役所（支所）及び国民年金保険料を納付

したとする金融機関は、それぞれ、国民年金の加入手続及び国民年金保険料(過年度保険料を含む。)の収納を行っていたことが確認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年9月30日から同年10月1日まで

昭和36年8月から平成15年6月までD社及びそのグループ企業に継続して勤務したが、昭和37年10月1日にA社C工場からD社に転籍になった際の申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっている。この期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社から提出された申立人の人事記録、申立人が所持する在籍証明書及び社内報（写し）並びに同社の社会保険事務担当者の証言から、申立人が同社及びそのグループ会社に継続して勤務し（昭和37年10月1日にA社C工場からD社に転籍）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和37年9月の標準報酬月額については、A社C工場に係る社会保険事務所（当時）の記録（昭和37年8月の標準報酬月額）から、1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和37年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充

当した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和25年5月21日に訂正し、同月から26年7月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月21日から26年8月1日まで

昭和17年6月にA社に就職し、52年に退職するまでの間、継続して勤務した。そのうち、同社C工場に転勤したのが25年5月21日であったことが当時の辞令から確認できるにもかかわらず、同工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日が26年8月1日となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する辞令及びB社が保管する人事記録から、申立期間当時、申立人はA社C工場に継続して勤務し(昭和25年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動)、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る昭和25年5月から26年7月までの標準報酬月額については、A社C工場に係る社会保険事務所(当時)の記録(昭和26年8月の標準報酬月額)から、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までについて、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、同期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの標準報酬月額の記録は事後訂正の結果 44 万円とされているものの、その額は厚生年金保険法第 75 条本文に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 38 万円とされているが、申立人は、同期間について、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同期間の標準報酬月額に係る記録を 44 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 19 年 3 月から同年 8 月までの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（38 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社における平成 19 年 3 月から 20 年 1 月までの標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている報酬月額より低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立てに係る事業所が保管している賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までについて、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
- 3 オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成 19 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの標準報酬月額は、当初 38 万円と記録されていたが、同期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 3 月に 44 万円に訂正されている。その上で、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正後の標準報酬月額（44 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（38 万円）となっている。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管している賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、上記期間について、その主張する標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。
- 4 申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間のうち、平成 19 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までに係る標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出し、また、同期間に係る厚生年金保険料も過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。
- 5 一方、申立期間のうち、平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 2 月 1 日までについては、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が申立てに係る事業所が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年4月1日までの標準報酬月額記録は事後訂正の結果30万円とされているものの、その額は厚生年金保険法第75条本文に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の24万円とされているが、申立人は、同期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成19年3月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和49年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年3月1日から20年2月1日まで

A社における平成19年3月から20年1月までの標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている報酬月額より低い額となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によれば、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年4月1日までの標準報酬月額は、当初24万円と記録されていたが、同期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の22年3月に30万円に訂正されている。その上で、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該保険料に

係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとされていることから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正後の標準報酬月額（30万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（24万円）となっている。

しかしながら、申立てに係る事業所が保管している賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書から、上記期間について、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年4月1日までに係る標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、同期間に係る厚生年金保険料も過少な納付であったと認めていることから、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成19年4月1日から20年2月1日までについては、社会保険事務所が記録する標準報酬月額が申立てに係る事業所が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又はこれを超える額であることから、当該記録を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和42年10月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年10月から43年4月までは3万円、同年5月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から44年9月までは4万8,000円、同年10月から45年4月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月26日から45年5月1日まで  
夫は、昭和42年10月からA社に勤務しており、厚生年金保険料は毎月控除されていたはずなのに、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び複数の同僚(当時)の証言から、申立人は申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたと推認できる。

また、申立てに係る事業所の経理担当者(当時)及び上記同僚は、「申立期間当時、申立てに係る事業所では試用期間は無く、入社するとすぐに正社員として厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、オンライン記録により、上記同僚に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は、すべて入社したとする日と一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同時期に入社したとその妻が記憶している申立人と同職種の同僚二人のうち、昭和42年11月9日に被保険者資格を取得している者は、「申立人は、自分とほぼ同時期に入社し、昭和52年10月ごろまで勤務していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したとする同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月までは 3 万円、同年 5 月から同年 9 月までは 5 万 2,000 円、同年 10 月から 44 年 9 月までは 4 万 8,000 円、同年 10 月から 45 年 4 月までは 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人B事業所（現在はA法人C事業所）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成3年2月1日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月31日から同年2月1日まで

平成3年2月1日にA法人B事業所から同法人のD事業所に転勤したが、同事業所が誤った資格喪失届を提出したため、申立期間について厚生年金保険の加入記録に1日の空白が生じている。申立期間の厚生年金保険料は継続して控除されていたため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A法人C事業所から提出された人事記録、給与明細書台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同法人に継続して勤務し（平成3年2月1日に同法人B事業所から同法人D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る平成3年1月の標準報酬月額については、給与明細書台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、19万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たと認めていることから、事業主が平成3年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年1月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち、平成3年1月1日から同年2月1日までの期間、同年3月1日から同年4月1日までの期間、4年5月1日から同年6月1日までの期間、同年10月1日から5年12月1日までの期間、6年1月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から同年11月1日までの期間、7年3月1日から同年4月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、8年1月1日から同年5月1日までの期間、10年6月1日から同年8月1日までの期間、11年4月1日から同年5月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から12年3月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、13年5月1日から同年6月1日までの期間、14年3月1日から同年6月1日までの期間、15年3月1日から同年5月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、16年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、それぞれ、3年1月は34万円に、同年3月、4年5月及び同年10月は36万円に、同年11月は38万円に、同年12月は36万円に、5年1月から同年3月までは38万円に、同年4月及び同年5月は36万円に、同年6月から同年8月までは38万円に、同年9月は36万円に、同年10月、同年11月及び6年1月は38万円に、同年2月及び同年3月は36万円に、同年5月は38万円に、同年6月は36万円に、同年7月は38万円に、同年8月及び同年9月は36万円に、同年10月及び7年3月は38万円に、同年6月は36万円に、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、8年1月から同年4月までの期間及び10年6月は38万円に、同年7月は36万円に、11年4月及び同年7月は38万円に、同年10月、同年12月から12年2月までの期間、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、13年5月、14年3月から同年5月までの期間及び15年3月は41万円に、同年4月は44万円に、同年10月、16年4月、同年5月及び同年7月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 22 日から 44 年 2 月 13 日まで  
② 昭和 49 年 5 月 20 日から平成 19 年 9 月 1 日まで  
③ 平成 15 年 7 月 31 日  
④ 平成 15 年 12 月 25 日  
⑤ 平成 16 年 7 月 31 日  
⑥ 平成 16 年 12 月 25 日  
⑦ 平成 17 年 7 月 31 日  
⑧ 平成 17 年 12 月 25 日  
⑨ 平成 18 年 7 月 31 日  
⑩ 平成 18 年 12 月 25 日  
⑪ 平成 19 年 7 月 31 日

厚生年金保険の標準報酬月額記録と比較して、給与から厚生年金保険料が多く控除されており、賞与についても記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第 3 委員会の判断の理由

- 1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間②のうち、平成 3 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、4 年 12 月 1 日から 5 年 1 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、6 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、7 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、10 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、11 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間及び 15 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額から、また、3 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、4 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、5 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、6 年 1 月 1

日から同年2月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、7年3月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、8年1月1日から同年5月1日までの期間、11年10月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から12年3月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年12月1日までの期間、13年5月1日から同年6月1日までの期間、14年3月1日から同年6月1日までの期間、15年3月1日から同年4月1日までの期間、同年10月1日から同年11月1日までの期間、16年4月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、それぞれ、3年1月は34万円に、同年3月、4年5月及び同年10月は36万円に、同年11月は38万円に、同年12月は36万円に、5年1月から同年3月までは38万円に、同年4月及び同年5月は36万円に、同年6月から同年8月までは38万円に、同年9月は36万円に、同年10月、同年11月及び6年1月は38万円に、同年2月及び同年3月は36万円に、同年5月は38万円に、同年6月は36万円に、同年7月は38万円に、同年8月及び同年9月は36万円に、同年10月及び7年3月は38万円に、同年6月は36万円に、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、8年1月から同年4月までの期間及び10年6月は38万円に、同年7月は36万円に、11年4月及び同年7月は38万円に、同年10月、同年12月から12年2月までの期間、同年7月、同年9月から同年11月までの期間、13年5月、14年3月から同年5月までの期間及び15年3月は41万円に、同年4月は44万円に、同年10月、16年4月、同年5月及び同年7月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額を社会保険事務所（当時）に対し誤って届出を行い、また、当該申立てに係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 3 一方、i) 申立期間①及び申立期間②のうち、昭和49年5月20日から平成3年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年4月1日から4年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、6年12月1日から7年1月1日までの期間、同年2月1日から同年3月1日までの期間、同年12月1日から8年1月1日までの期間、同年5月1日から10年6月1日までの期間、同年8月1日から11年4月1日までの期間、同年5月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から同年12月1日までの期間、12年3月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年

9月1日までの期間、同年12月1日から13年5月1日までの期間、同年6月1日から14年3月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から15年3月1日までの期間、同年5月1日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から16年4月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間及び17年1月1日から18年9月1日までの期間については、給与明細書が無く、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないことから、ii) 申立期間②のうち、4年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、5年12月1日から6年1月1日までの期間、7年1月1日から同年2月1日までの期間、同年8月1日から同年9月1日までの期間、12年5月1日から同年6月1日までの期間、15年9月1日から同年10月1日までの期間及び16年9月1日から同年10月1日までの期間については、社会保険庁（当時）が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致することから、iii) 申立期間②のうち、4年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、6年4月1日から同年5月1日までの期間、7年4月1日から同年6月1日までの期間、12年6月1日から同年7月1日までの期間、14年9月1日から同年10月1日までの期間、16年8月1日から同年9月1日までの期間及び19年3月1日から同年9月1日までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書又は事業所が保管する賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることから、iv) 申立期間②のうち、6年11月1日から同年12月1日までについては、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることから、v) 申立期間②のうち、16年10月1日から同年12月1日までの期間及び18年9月1日から同年11月1日までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、vi) 申立期間②のうち、16年12月1日から17年1月1日までの期間及び18年12月1日から19年3月1日までの期間については、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えており、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、vii) 申立期間②のうち、18年11月1日から同年12月1日までについては、社会保険庁が記録する標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致することから、いずれも当該記録を訂正する必要は認められない。

4 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、賞与明細書が無く、賞与の総支給額及び控除された厚生年金保険料額を確認できないこ

とから、また、申立期間⑩については、事業所が保管する賃金台帳により賞与が支給されていないことが確認できることから、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から25年11月19日まで  
結婚のため昭和25年11月にA社を退職したが、退職当時、脱退手当金のことは知らず、脱退手当金を請求したことも、受け取ったことも無いので、申立期間について脱退手当金が支給されたこととなっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険記号番号払出簿、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている氏名及び生年月日は、いずれも戸籍上の氏名及び生年月日と相違しており、申立人に係る年金記録の管理が適切に行われたとは認め難い。

また、申立期間当時、申立人が脱退手当金の請求を行う場合には、婚姻又は分娩の事実を証明する書類を添付する必要があるが、脱退手当金の請求時に氏名及び生年月日に誤りがあれば訂正されるものと考えられるが、これらの訂正は行われておらず、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、「退職金をもらっていない。」と回答していることから、退職金の中に脱退手当金が含まれていたとも考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から50年9月まで  
20歳になったときに母親が国民年金の加入手続を行ってくれ、結婚するまでの期間、母親と私の国民年金保険料をまとめて地元婦人会の集金により毎月納付してくれていた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年2月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間の一部（昭和44年11月から47年3月まで）において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は71か月であり、これほどの長期間にわたり行政の記録管理に誤りが生じたとは考え難い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立てに係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況は明らかでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月及び同年 10 月

20 歳になったときに母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を婦人会の集金により納付していた。申立期間が未加入期間となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が加入当初から所持する国民年金手帳のいずれにも、国民年金の被保険者となった日は「昭和 63 年 11 月 1 日」、被保険者資格は「任意」と記載されており、申立人は、制度上、申立期間の保険料を納付することができない。

また、申立てに係る国民年金（任意）の加入手続を行ったとする申立人の母親から聴取しても、その時期は明らかでない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 787

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

学生のころ、実家の母親から電話で「国民年金への加入を促す文書が来たので加入して国民年金保険料を納付しておく。」との連絡を受けた記憶があり、その際に母親が国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付しているはずであるにもかかわらず、大学院 2 年生の 1 年間だけの納付記録しかない。国民年金の加入手続や保険料の納付を母親に任せていたが、当時、実家は保険料を納付するのに困らない程度の経済状態であり、申立期間の納付記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月に払い出されており、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の一部（昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで）の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立期間において国民年金の任意加入の対象者（学生）であった申立人は、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の母親から聴取しても、申立てに係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況（納付場所、納付時期、納付金額等）は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわ

せる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から46年3月まで  
昭和45年2月に事業所を退職した後、町役場（現在は、市役所支所）から書類が届き、国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金に加入した後は、婦人会の集金により国民年金保険料を納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、このころに、その夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した46年4月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認できる上、それより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、事業所を退職した45年ころに国民年金の加入手続を行ったとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立期間において、国民年金の任意加入の対象者であり、被保険者資格を取得した昭和47年4月の時点では、同期間にさかのぼって国民年金に加入することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 9 月まで  
時期をはっきりとは覚えていないが、結婚した後に町内の人に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料は月に 400 円程度で保険料を払うと年金手帳にシールをはって来ていた。その手帳は無くしたが確かに支払っていたので、納付記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 4 月に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が主張しているとおり昭和 36 年 10 月の結婚後に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとするならば、申立期間のうち、強制加入の対象期間である 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料はさかのぼって納付することとなるが、申立人には国民年金に加入した後に保険料をまとめて納付した記憶はなく、同期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は月額 400 円程度であったと記憶しているが、実際の保険料月額（100 円）とは相違する上、申立期間の保険料を納付した場所の記憶は定かでない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これが納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 3 月 1 日から 20 年 2 月 1 日まで

A社における平成19年3月から20年1月までの標準報酬月額が給料支払明細書に記載されている報酬月額より低い額となっているので厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賃金台帳から、申立人は、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年6月1日までについて、その主張する標準報酬月額（47万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書において、特例対象者（申立人）が、事業主が厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、記録の訂正を行わない旨規定されている。商業登記簿謄本から、申立人は申立期間当時、申立てに係る事業所の代表取締役であったことが確認でき、また、申立人は、申立期間当時、社会保険事務担当者の離任により自らが同事務を行った際、本来、随時改定により、変動月後4か月目の厚生年金保険料の控除額を見直すべきところを、知識不足により申立期間については変動月から報酬月額に見合った厚生年金保険料を控除したと供述しており、このことは、上記ただし書きに規定する場合に該当すると認められる。

これらのことから、申立期間のうち、平成19年3月1日から同年6月1日までについて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、特例法に基づく記録の訂正を認め

ることはできない。

また、申立期間のうち、平成19年6月1日から20年2月1日までについては、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額が、申立てに係る事業所が保管する賃金台帳及び申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と同額又はこれを超える額であることから、記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月26日から34年2月8日まで  
昭和34年2月8日にA社を退職した際、同社から脱退手当金の説明を受けた記憶がない。脱退手当金の制度自体を承知しておらず、その請求を行ったことがないにもかかわらず、受給したことになることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者の資格喪失日から8か月後の昭和34年10月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度の創設前であり、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上なければ年金を受給することができず、申立人には退職時に再就職する意思は無かったとの記憶があることから、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月1日から25年5月28日までの期間に係る脱退手当金を支給されていることから、同期間について厚生年金保険被保険者であると認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和25年5月28日から同年9月ころまでについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年9月ころまで

昭和17年3月に高等女学校を卒業し、同年4月からA社B課で事務員として勤務した。25年10月上旬に結婚のために転居したが、同年9月末ころまでは勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から、労働者年金保険（厚生年金保険）の被保険者資格を昭和19年6月1日（労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年10月1日以降の期間）に取得し、25年5月28日に喪失している、基礎年金番号に統合されていない記録が確認できるところ、この未統合の記録にある被保険者の姓名及び生年月日は申立人のそれ（姓は旧姓）と同じである。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出書から、姓名が申立人のもの（旧姓）と同じである被保険者が昭和25年5月28日にその資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人のものと認められ、A社の事業主は、申立人がA社において、昭和19年6月1日に労働

者年金保険（厚生年金保険）の被保険者資格を取得し、25年5月28日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

しかしながら、上記の被保険者台帳には、この被保険者期間について脱退手当金が支給されていることが記録されており、同期間を申立人の被保険者期間として認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、昭和25年5月28日から同年9月ころまでについては、上記の資格喪失に係る届出書から、申立人は、争議上解雇を理由に、前記のとおり25年5月28日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、申立人も、当時ストライキ（争議行為）を行って解雇された従業員がいた旨を述べており、申立人は、A社に勤務していなかったと推認される。

また、申立人に係る上記期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として上記期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月ころから 10 年 4 月 1 日まで  
平成 7 年 2 月ころ A 社に非常勤職員として採用され、以後継続して勤務していた。採用当初は厚生年金保険に加入していなかったが、10 年 3 月ころになって、非常勤職員も社会保険の加入対象として取り扱うこととしたとして、採用時までさかのぼって厚生年金保険料の被用者負担分を支払うよう同社総務課から求められ請求された金額を現金で支払った。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚(当時)の証言から、申立人が申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたと推認できる。

しかしながら、申立人が居住する市が保管する申立人に係る市県民税課税台帳から、申立人に係る平成 7 年から 9 年までの所得からは社会保険料が控除されておらず、10 年の所得から控除されている社会保険料額は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年 4 月 1 日以降の標準報酬月額から算出される社会保険料額と符合する。

また、申立人は、申立期間に係る雇用保険料もさかのぼって納付したと主張するが、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人が平成 10 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得し、15 年 4 月 30 日に離職していることが確認でき、これは厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人が居住する市は、申立人は平成 10 年 4 月 2 日に国民健康保険の被保険者資格を喪失しており、仮に 7 年当時にさかのぼって社会保険に加入したとすれば、その期間の国民健康保険料は還付されるとともに、資格喪失日に係る記録もさかのぼって訂正されることとなるが、その記録は見

当たらないと説明している。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1091

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月から 42 年 9 月 16 日まで  
② 昭和 44 年 12 月 28 日から 45 年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 9 月に A 社（現在は、B 社）に就職し、45 年 4 月末まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間が 42 年 9 月 16 日から 44 年 12 月 28 日までとなっており、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所に昭和 39 年 9 月から 45 年 4 月末まで勤務していたと申し立てているが、以下の事由から、申立期間①及び②において同事業所に勤務していたと推認できない。

- i) 申立人は、申立てに係る事業所において、昭和 42 年 9 月 16 日から 44 年 12 月 27 日まで雇用保険に加入しており、この加入記録は、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。
- ii) 申立てに係る事業所が開設されたのは昭和 40 年 12 月であり、申立期間①のうち、昭和 39 年 9 月から 40 年 11 月までにおいて申立人が同事業所に勤務したとは考え難い。
- iii) 申立てに係る事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得している被保険者及び 41 年 5 月 1 日から 42 年 9 月 15 日までにこれを取得している被保険者のうち、連絡が取れた 16 人からは、申立人が申立期間①において勤務していたとの証言は得られなかった。
- iv) 申立人は、申立期間②の一部（昭和 45 年 1 月 28 日から同年 5 月 1 日まで）について、同事業所とは別の事業所において雇用保険に加入している

ことが確認できる。

なお、B社は、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況については不明である旨回答している上、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から46年4月29日まで

昭和37年9月から46年4月までA社（現在は、B社）に勤務し、Cの企画及び販売に従事していた。勤務期間において、給与月額が下がったことはなかったにもかかわらず、申立期間の標準報酬月額がその直前までの標準報酬月額（5万2,000円）の半分以下（2万円）となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「被保険者標準報酬改定通知書」及び「厚生年金基金加入員標準給与決定通知書」における申立人の標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録された標準報酬月額と一致していることから、A社は、社会保険事務所（当時）に対して、オンライン記録どおりの標準報酬月額を届け出たことが確認できる。

また、企業年金連合会が保管するD厚生年金基金の記録における申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人の標準報酬月額の記録についてさかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月10日から64年1月5日まで  
昭和63年11月1日から平成2年9月1日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録をみると、被保険者資格を昭和63年11月10日に喪失して、64年1月5日に再び取得していることになっており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は、「当社が保管している『厚生年金基金加入員資格取得及び標準給与決定通知書』には、申立人は昭和63年11月1日及び64年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録がある上、『健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書』には、63年11月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録がある。」と回答しており、これらのことはオンライン記録と一致しており、同事業所は、オンライン記録どおりの届出を行っている。

また、申立人の夫が加入している健康保険組合は、「申立人は、昭和61年4月1日に被扶養者の認定を受け、平成元年2月1日に認定を解除されている。」旨回答しており、申立人は、申立期間当時、その夫の健康保険に係る被扶養者になっていたことが確認できる。

さらに、申立期間については未加入期間となっているが、これは基礎年金番号に国民年金記号番号が統合された際に、国民年金の被保険者記録が訂正されたためであり、オンライン記録から、訂正前の同記録では、申立人は昭和61年4月1日から64年1月5日まで夫の被扶養者である国民年金の第3号被保

険者であったことが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 1094

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 5 月 30 日から 23 年 7 月 1 日まで

昭和 18 年 10 月 1 日に A 社 B 事業所（現在は、A 社 C 事業所）に入社し、その直後の同年 12 月 10 日に軍隊に入った。入隊したまま終戦となり、D 国に抑留された後、昭和 23 年 5 月に復員し、同年 6 月末に同社を退職した。

それにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格は昭和 22 年 5 月 30 日に喪失しており、申立期間が被保険者期間となっていないのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 C 事業所が保管する人事記録から、申立人は、陸軍に召集されていた期間（昭和 18 年 12 月 10 日から 23 年 5 月 10 日まで）を含む昭和 18 年 9 月 30 日から 23 年 7 月 27 日まで申立てに係る事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、軍歴証明書及び申立人の供述から、申立期間は陸軍に召集されている期間（昭和 22 年 5 月 30 日から 23 年 5 月 10 日まで）及び申立てに係る事業所に勤務していない期間（昭和 23 年 5 月 11 日から 23 年 7 月 27 日まで）であると認められる。

また、申立ての事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同名簿に「応召中」と記録され、軍隊に召集されていたとみられる被保険者 60 人のうち 49 人は、申立人と同じく昭和 22 年 5 月 30 日にその資格を喪失していることが確認でき、申立人が同日に被保険者資格を喪失していることに特段の不自然さはうかがえない。

さらに、上記事業所の人事担当者は、「関係資料が保管されておらず、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が控除されていたかどうか不明である。」

と証言しており、保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで  
昭和 60 年 4 月から翌年 1 月まで A として B 事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚（当時）の証言から、勤務期間を特定することはできないが、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 5 年 4 月 1 日であり、申立期間中は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、上記の同僚は、申立人は勤務期間中、厚生年金保険に加入していなかった旨回答している。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。